



巻 頭 言

「 情 報 格 差 」

院 長 佐 野 文 男

小泉内閣が掲げる「聖域なき構造改革」の一環として進められている医療制度改革試案の中には財政主導による保険者によるレセプト直接審査や医療機関との診療報酬支払い契約などが盛り込まれ、また、この4月から実施されている診療報酬改定にも見られるように、わが国の国民皆保険体制下の基本である平等性、公平性、フリーアクセスを国民不在の崩壊に導くような様相を呈し、日本医師会、各病院団体などが一連の改革項目の矛盾点を具体的に指摘した提言をとりまとめ、政府案の撤廃を訴えているところである。さて、このような情報はいかにして収集されるのか。

平成12年に開催された九州・沖縄サミットの最大の課題はIT革命推進への主要各国の足並みの調整であると言われていた。残念ながらその時点でわが国のコンピュータ普及率は世界の第19位、インターネットの普及率は世界の第21位であり、IT後進国であった。IT革命は単なる技術の飛躍的な発展のみならず、社会のあらゆる分野に予想を絶する影響を与えてきている。当然の如く、保健・医療・福祉の分野においてもIT革命を背景に医療関連情報の公開が進み、選別や競争が激しく進んできている。このような状況の中で、医療者に求められているものは保健・医療・福祉の効率的な提供と医療連携の推進であり、そのためにはこれらを支援する医療情報システムの構築とITを活用した諸問題への対応（IT solution）が必要である。ここで問題なのは、情報技術の進歩は早く、5年で世代交代が行われるといわれることから、人間の世代交代の時間（30年）は待ってもらえず、新しい情報技術についていけずに取り残される人達が出てくることである。これが情報格差（digital divide）であり、この情報格差は情報弱者を生みだし、結果として社会的弱者になってしまうことであり、医療提供を受ける側も医療提供をする側もITを利用する能力の差によって生ずるこの情報格差をどのようになくするのが大きな課題である。

人類が未だ経験したことのない少子高齢化社会を目前にして、医療制度全体の抜本的な改革が求められている。情報開示や生命倫理などの新しい時代の求める方向に沿って解決を見ながら、医療の質の向上と効率化を図っていく上で、ITを活用した医療システムの情報化は、今求められている患者本位の医療提供には不可欠である。

